

- 1 日時 令和4年5月27日（金）  
午後1時30分～午後2時10分
- 2 場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
- 3 報告
- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出専決処理について
- (2) 土地現況証明願専決処理について
- (3) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書専決処理について
- (4) 農園用地貸付を行った旨の証明書専決処理について
- (5) 生産緑地の取得のあっせんについて
- 4 その他
- (1) 学童農園（田植え）について（資料1）
- 5 出席委員
- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1 山根 建人  | 3 白井 善吾  | 4 角田 和子  |
| 5 細川 真奈美 | 6 奥 祐次   | 7 土原 広一  |
| 8 西 盛    | 9 西川 聡志  | 10 吉田 俊之 |
| 11 下井 繁  | 12 橋本 家平 | 13 安本 修  |
| 14 片山 謙二 | 15 川上 光男 | 16 島中 秀樹 |
| 17 田口 末次 | 18 村上 裕康 | 19 山本 孝雄 |
| 20 藤木 栄亮 | 21 前田 義昭 | 22 山本 元治 |
- ( 21 名)
- 6 欠席委員 2 栗田 富美男 ( 1 名)

議長

皆様、こんにちは。

お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。  
 させていただきます。

それでは、只今から、令和4年度 第2回農業委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、現在の出席委員は、21名で、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により、本委員会  
 は、成立します。

本日の議事録署名委員を私の方から指名させて頂いてご異議  
 ございませんか。

一同  
議長

(異議なし)

異議なしとの事でございますので、島中委員、田口委員にお  
 願います。

それでは、早速、案件に進ませていただきます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用  
 届出専決処理についてから、報告第5号 生産緑地の取得のあっ  
 せんについてまで事務局から報告願います。

事務局

(報告1を説明・・・整理番号1～3号 3件)

(報告2を説明・・・整理番号1号 1件)

(報告3を説明・・・整理番号1～5号 5件)

(報告4を説明・・・整理番号1～2号 2件)  
(報告5を説明・・・整理番号2号 1件)

議長 現地の実態調査をして頂きました 委員各位におかれましては、ご苦労様でございました。  
今までの報告に関しまして、ご意見、ご質問があればお受けします。

西川委員 報告(4)の農園用地貸付行った旨の証明書の整理番号1と2の違いについて教えてください。

事務局 2の案件は、農家自身が市民農園を開設し、市の地域経済振興室が利用者の募集等に応援する形式の市民農園で、1の案件は民間の事業者が開設した市民農園です。

西川委員 利用料はどのようになっていますか。  
事務局 2の市民農園は15㎡で利用料は年間12,000円と決められております。1の市民農園は、苗の提供や栽培指導付きで、月10,000円弱と聞いております。

議長 他にご意見、ご質問があればお受けします。  
山根委員 報告(5)生産緑地の取得のあっせんについてですが、まず、吹田市に買取り申出をし、吹田市が買い取らないことを決めたから、農業委員会にあっせんの依頼が来たということよろしいですか。

事務局 そのとおりでございます。  
生産緑地の解除の流れとしましては、何らかの理由で生産緑地を続けられない場合、まず、市に買取り申出をし、その後、農業者へのあっせんを経てから生産緑地の指定が解除されます。

山根委員 吹田市は、緑地や緑の確保のため買い取るという判断はないのですか。

事務局 農業委員会事務局として回答させていただきますが、生産緑地の買取り申出は農家からの申出ですので、事前に予測するのが難しく、土木部等での予算化が難しいのであろうと推測しております。

下井委員 予算化できれば買い取る場合もあるのですか。  
事務局 買い取る場合もありますが、他市も含めなかなか買取りに至らない場合が多いです。

議長 他にご意見、ご質問があればお受けします。  
一同 (質問なし)

議長 質問がないようでございますので、次に進ませていただきます。

事務局 その他(1) 学童農園(田植え)について(資料1)、事務局から説明をお願いします。  
議長 資料1に基づき説明。  
一同 ただ今の件に関しまして ご意見、ご質問があればお受けします。  
(質問なし)

議長 質問がないようでございますので、次に進ませていただきます  
事務局 事務局他にありませんか。  
議長 案件外案件説明  
ただ今の件に関しまして ご意見、ご質問があればお受けします。  
一同 (質問なし)  
議長 質問がないようでございますので、本日の案件は終了しました。  
それでは、これもちまして、本日の委員会は終了いたします。  
次回 令和4年度の 第3回農業委員会は  
令和4年6月28日 火曜日に、特別会議室で行う予定です。  
開催時刻は、午後1時30分からです。  
皆様お疲れ様でございました。

吹田市農業委員会会議規則第10条第2項の規定によりここに署名する。

会長

委員

委員